

練馬区告示第281号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2および練馬区特別区税条例（昭和39年12月練馬区条例第42号）第6条の規定により、特別区民税・都民税・森林環境税（普通徴収分）督促状のうち別添の送達不能なものにつき公示送達する。

なお、納税義務者から当該督促状の請求があったときは、直ちに交付する。

令和8年5月25日

練馬区長 吉田 健一













